手続き・支給の流れ

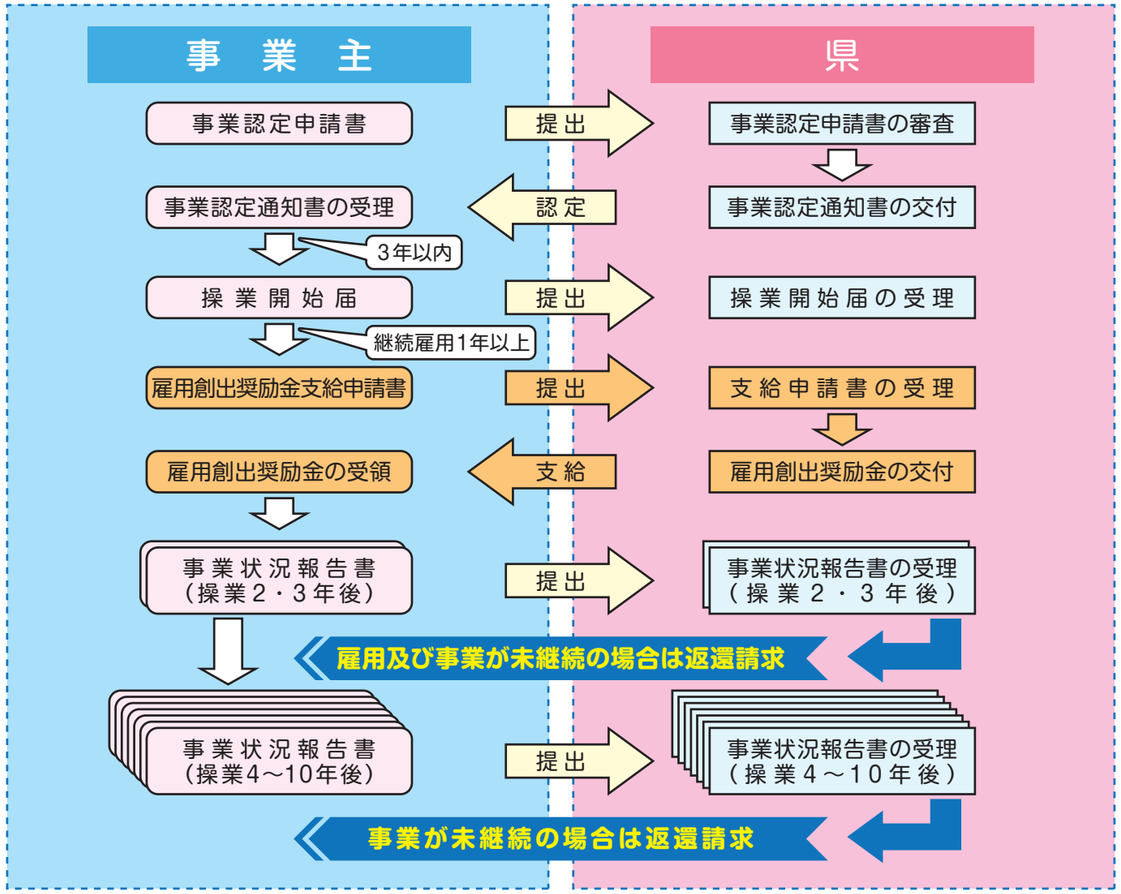

Q&A

Q１）　県外から立地した企業による事業だけが対象なのか。
A）　県内企業による既存事業の拡大や対象業種への参入も対象となります。

Q２）　操業開始届はいつ提出するのか。
A）　事業認定通知書の受理後３年以内で、業種毎に定めた雇用人数の要件を満たしたときに提出していただきます。

Q３）　奨励金はいつ支給されるのか。
A）　操業開始届を提出した１年後に奨励金支給申請書を提出していただき、継続雇用等を確認した上で支給します。

Q４）　同一労働者を継続して雇用しなければならないのか。
A）　安定した雇用の創出を目的としていますので、原則として同一労働者を３年間継続雇用していただく必要があります。

Q５）　継続要件を満たさなかった場合は、必ず奨励金を返還しなければならないのか。
A）　災害等により操業休止や廃止を余儀なくされた場合には、返還を求めないことがあります。

問い合わせ先　山梨県 産業労働部 労政雇用課
TEL:055-223-1562／FAX:055-223-1564　MAIL:rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県
雇用創出奨励金

新規雇用を創出する企業立地等に対して
奨励金を支給します！

雇用創出奨励金の概要

山梨県内への企業立地や事業拡大等による正規雇用の創出に対して、雇用した人数に応じて奨励金を支給します。

■支　給　要　件

対象業種毎に定めた人数の雇用が要件となります。施設整備等の資産取得要件はありません。

■支給対象事業者

県内に事業所を有する者又は県内に事業所を開設予定の者。

■支　給　方　法

操業開始届の提出後、１年間の継続雇用を確認して奨励金を支給します。

■他の補助金等との併給

県産業集積促進助成金等、他の県補助金との併給はできません。（いずれかを選択していただきます。）

■奨 励 金 の 返 還

継続要件（雇用３年間かつ事業１０年間）を満たさない場合には、奨励金を返還していただくことがあります。

対　象　業　種		要　件		支　給　額　等
		雇用人数	資産取得	
企業参入型農業	県内で農作物の生産から卸売までを行い、かつ、農産物の流通先が主に県外の区域にわたるもの	10人以上	なし	〈支　給　額〉 ○ 正規雇用労働者（県外から配置転換した者を含む。） ▶６０万円／１人 ただし、県内に居住する若年者（既卒３年以内かつ３５歳未満）又は県内に居住する企業整理等による非自発的離職者 ▶１００万円／１人 〈限　度　額〉 ○ １社当たり１億円
物流関連業	商品の荷受から運送まで（荷役、保管、梱包、出荷、運送等）の一連の物流業務又は一部の物流業務を行う者で商品の配送先が主に県外の区域にわたるもの			
コールセンター業	コンピュータと通信回線を利用して、集約的に顧客サービス等の業務（主として顧客からの問い合わせに対応する業務）を行うもの			
製造業	日本標準産業分類（統計法に規定する統計基準として定められたもの。）で製造業に分類される業務を行うもの	5人以上		
自然科学研究業	自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるもの			
バイオテクノロジー利用業	生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる技術を利用するもの			
新エネルギー業	太陽光発電、小水力発電、バイオマス及び燃料電池によりエネルギーの生産を行うもの			
情報サービス業	日本標準産業分類（統計法に規定する統計基準として定められたもの。）で情報通信業に分類される業務のうち、情報サービス業又はインターネット付随サービス業に該当するもの			
デジタルコンテンツ制作事業	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律に規定するもののうち、デジタル形式のもの			
本社業務事業	企業活動を統括し、経営や事務管理の中枢として意思決定を行う事業又は、他企業の複数部門で行われている共通的な管理業務等を受託して一括処理するもの			
特認事業	取り扱う商品やサービス等の相手先が主に県外の区域にわたるもので、雇用創出に資するものとして知事が特に認めたもの			